

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(共同参画社会推進課)

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

(同)

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退

(同)

二

○土地改良区の定款変更の認可

(北部地方振興事務所)

二

公 告

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定

(障害福祉課)

二

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更

(同)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

三

公 安 委 員 会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

五

正 誤

○宮城県公報第二一六二号中

五

告 示

○宮城県告示第七百四十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 トウインクル

一 代表者の氏名

大内 明夫

二 主たる事務所の所在地

仙台市太白区茂庭台四丁目三番三・二千二百八号

三 定款に記載された目的

この法人は、結婚環境に関する幅広い分野での調査研究及び教育活動を行うとともに、結婚を望む男女の未婚状態にある現状を改善し、相応しい伴侶を得られるようサポート体制を充実させ、社会全体で支援する気運づくりを推進する活動を行う。また、不特定多数の市民、団体等を対象に、結婚環境全てに関して、教育・交流・相談などの機会の提供を行い、男女共同参画社会の形成の促進と社会教育の推進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十二年六月二十四日

○宮城県告示第七百四十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五二〇一一二〇	事業所の名称及び所在地	ケアステーションはるの風 仙台市青葉区桜ヶ丘七丁目二十九番二十八号	指定障害福祉サービスの種類	居宅介護 重度訪問介護	設置者名	有限会社飛天	指定年月日	平成二十二年七月十五日
-------	------------	-------------	--------------------------------------	---------------	----------------	------	--------	-------	-------------

○宮城県告示第七百四十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五三〇〇五一六	設置者名	アースサポート株式会社	事業所の名称及び所在地	アースサポート株式会社 若林在宅サービスセンター 仙台市若林区白萩町二十一番二十号	変更年月日	平成二十二年五月三十一日
		変更前	アースサポート株式会社				

〇四一〇三〇〇一〇七	変更後	アールサポート若林 仙台市若林区白萩町二十 一番二十号	平成二十二年 六月一日
	変更前	アールサポート株式会社 塩釜在宅サービスセン ター 塩釜市旭町十八番十三号	平成二十二年 五月三十一日
	変更後	アールサポート塩釜 塩釜市旭町十八番十三号	平成二十二年 六月一日
〇四一〇九〇〇二一〇	変更後	アールサポート多賀城 多賀城市伝上山三丁目一 番地二十八号	平成二十二年 六月一日
	変更前	アールサポート株式会社 多賀城在宅サービスセン ター 多賀城市伝上山三丁目一 番地二十八号	平成二十二年 五月三十一日

〇宮城県告示第七百四十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十七条の規定により次のとおり指定障害者
支援施設の指定の辞退があったので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十二年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	辞退年月日
〇四一一二〇〇〇八一	はんとく苑 登米市米山町字桜岡貝待井三四・一	社会福祉法人 馨特会	平成二十二年 九月三十日

〇宮城県告示第七百四十八号

鶴田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十
条第二項の規定により、平成二十二年七月八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台
地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年七月十六日

宮城県北部地方振興事務所
所長 高 橋 幸 夫

公 告

〇障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療
のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定に
より公告する。

平成二十二年七月十六日

一 薬局

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
スマイル薬局玉浦店	岩沼市押分子新田東百三十八・一	平成二十二年七月一日
スマイル薬局河北店	石巻市成田字小塚百三十一・四	平成二十二年七月一日
南三陸スマイル薬局	本吉郡南三陸町志津川字十日町百四十二 ・三	平成二十二年七月一日

二 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人宮城県看護 協会こころ訪問看護ス テーション	遠田郡美里町南小牛田字山の神二百三十 五	平成二十二年七月一日

〇障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機
関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公告する。

平成二十二年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
仙台調剤薬局せきのした 店	名取市増田字関下二百十一・一十街区七画地
変更前	名取市杜せきのした二丁目六・八
変更後	名取市増田字関下四百六十番地十七街区二画地・二三二五
変更前	さくら薬局名取店

変更後	名取市杜せきのした五丁目三・一
変更前	名取市増田字関下四百六十
変更後	名取市杜せきのした五丁目三・一
変更前	名取市杜せきのした五丁目三・一

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十二年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量

(一) 普通乗合自動車(宮城県船形コロニー用)一台

(二) 普通乗合自動車(宮城県七ツ森希望の家用)一台

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十三年一月三十一日(月)

4 納入場所

(一) 宮城県船形コロニー

(二) 宮城県七ツ森希望の家

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てを

なされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)(が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年七月三十日（金）午後五時までに提出すること。
- 三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 庄子 希未彦 電話〇二二・二二一・三三三五）
- 2 入札説明書の交付期限
平成二十二年八月九日（月）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十二年八月四日（水）まで一あて申し出ること。

- 3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年八月九日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 入札書の提出期限等

- (一) 日時 平成二十二年八月二十四日（火）午後五時まで
- (二) 場所 1に同じ
- (三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時まで「到達するもの」として提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
- (四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

- 5 開札の日時及び場所
平成二十二年八月二十五日（水）午前十時 宮城県庁行政舎二階第一入札室
- 四 入札に参加することができない者
- 1 二に定める資格を有しない者
- 2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他
- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平

成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則平成二十二年宮城県規則第十九号）
第一条の規定による。

- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。
- 六 概要

- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured:
 - ① Bus for Miyagiken Funagata Crony (1).
 - ② Bus for Miyagiken Nanatsumori Kibounole (1).
- 2 Deadline for Delivery: Monday, January 31, 2011
- 3 Place of Delivery:
 - ① Miyagiken Funagata Crony.
 - ② Miyagiken Nanatsumori Kibounole.
- 4 Deadline for Bid: Tuesday, August 24, 2010, 5:00 p.m.
- 5 Contact: Kimihiko Shoji, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-214-3332
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only.

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第104号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成22年7月16日

宮城県公安委員会委員長 島山 英子

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成21年、22年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成22年8月18日から 平成22年10月29日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成22年7月16日（金）から平成22年8月17日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

- ア 配布期間
平成22年7月16日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 配布場所
宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。
問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601（内線221、222）

出 張

○宮城県公報第1116号（平成二十二年六月四日付）中

ページ

出

張

六	上	○四七五〇一七六〇	○四七五〇一七六〇
六	上	○四七五〇一七八六	○四七五〇一七八六
六	上	○四七五〇一八〇五	○四七五〇一八〇五
六	上	○四七五〇一七五〇	○四七五〇一七五〇
六	下	○四七五〇一七九〇	○四七五〇一七九〇

六

下

○四七五二〇一七八六	○四七五二〇一七八六	○四七二七〇〇三二八
------------	------------	------------

○四七五二〇一六九〇	○四七五二〇一六九〇	○四七五二〇一六九〇
------------	------------	------------